

課題別の取組



マラウイの市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトの一環で、作物の生育状況についてカウンターパートと確認を行う JICA 専門家（写真：JICA）

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力	16
2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	29
3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進	44

第Ⅱ部 課題別の取組

ここからは、日本が世界で行っている開発協力^{注1}に関し、「1 『質の高い成長』の実現に向けた協力」、「2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進」の3つの主要な課題に関する最近の日本の取組を紹介します。

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力

開発途上国が自立的発展に向けた経済成長を実現するには、単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されない「包摂的」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は、自らの経験や知見、教訓および技術を活かし、途上国が「質の高い成長」を実現できるよう支援を行っています。

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。また、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要となりますが、数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があります、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

…質の高いインフラ

インフラ投資を行う上では、インフラ自体が使いやすく、安全で、災害にも強い、「質」の高いものであるだけでなく、インフラ計画が相手国のニーズを踏まえたものであることが重要です。日本は、開発途上国

の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。



日本が開発を支援している、スリランカのコロンボ港を視察した茂木外務大臣（2019年12月）

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備への投資、すなわち「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となったのが、2016年のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」です。さらに、質の高いインフラ投資の重要性及びその諸要素については、中国議長下のG20杭州サミットにおいても合意されました。日本議長下のG20においては、これまでのG7・G20での合意を踏まえつつ、新たに国レベルの債務持続可能性等を含むインフ

^{注1} ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指す。

ラ・ガバナンスの強化等の要素を盛り込みながら、インフラ投資がもたらす経済、環境、社会及び開発面における正のインパクトの最大化を掲げる原則の策定に向け、議論を重ねました。その結果、2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が、今後の質の高いインフラ投資に関する共通の戦略的方向性と志を示すもの



第14回アジア欧州会合（ASEM）外相会合に出席した茂木外務大臣（2019年12月）

として、新興ドナーを含むG20首脳間で承認されました（詳細は2ページの特集「世界を結んだ2019年」を参照）。

日本政府は今後も、世界の成長や貧困、格差などの開発課題の解決のため、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を国際社会全体に普及させ、アジアを含む世界の国々やOECD等の国際機関と連携し、「質の高いインフラ投資」の国際スタンダード化の推進や、個別のプロジェクトへの質の高いインフラ投資の反映・実践に向けた取組を進めていく考えです。

…貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金（OOF）*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

キリバス

ニッポンコースウェイ改修計画

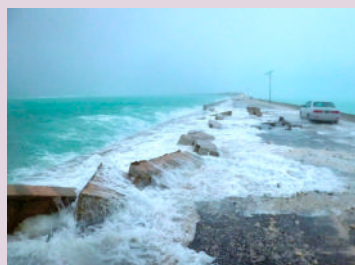
無償資金協力（2017年1月～2019年4月）

キリバス国民から日本への感謝を込めて命名された「ニッポンコースウェイ」は、1985年の無償資金協力（漁船水路・島嶼連絡路建設計画）により、大日本土木株式会社が建設した長さ3.4キロメートルの幹線道路です。

同道路は、キリバスの首都タラワ環礁において、国際港を擁する南西端のベシオ島と、その先の北タラワへと連なる小さな島々からなる細長い地域を結ぶ唯一の陸路であり、人々のライフラインとして重要な役割を果たしてきました。しかし、老朽化と高潮による波の影響により部分的に損壊するなどの問題が深刻化したため、2017年1月より約2年半をかけて本改修計画が実施され、再び大日本土木株式会社の手によってよみがえりました。

改修後は、路面が以前より高くなり、また、波の影響の大きい外洋に面した側面に十分な高さの壁を設けたことで、大波により道路が寸断されるリスクが低減されました。また、歩行者の安全に配慮して道幅を広げ、街路灯や標識を設置したことにより、交通安全の面も改善されました。さらに、従来は地中に埋設していた電気・水道・電話線を、道路に沿って走るコンクリートボックスの中に通したことで、こうしたインフラの持続・耐久性が向上するとともに、同インフラの維持管理作業が道路本体の構造に及ぼすリスクが軽減されました。

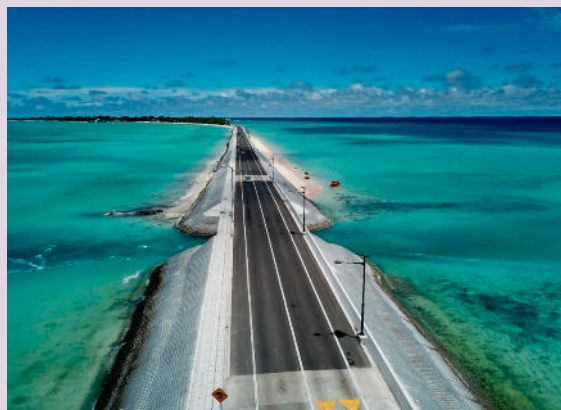
このように、本改修計画によりよみがえった「ニッポン



改修前のコースウェイが高潮による波の影響を受ける様子（写真：JICA）

コースウェイ」は、2019年に採択された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる「自然災害に対する強靱性の構築」、また気候変動への適応や防災枠組みにおいて提唱される

「Build Back Better（より良い復興）」の理念を体現した経済社会インフラとして、キリバスの社会経済の発展に末永く貢献していくことが期待されています。



改修後のコースウェイ（写真：大日本土木）

2019年8月に横浜で開催された「第7回アフリカ開発会議」(TICAD7)では、アフリカの民間セクターの育成支援や日・アフリカ間の貿易投資拡大について議論を行いました。安倍総理大臣からは、過去3年間で200億ドル規模だった対アフリカ民間投資が今後更に大きくなるよう、政府として全力を尽くす旨表明しました。その具体化に向けて、産業人材育成やイノベーション・投資の促進を後押しすべく、支援を行っていく考えです。

また、世界貿易機関(WTO)では、途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、日本は途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度(GSP)を導入しており、特に後発開発途上国(LDCs)*に対しては特別特惠関税制度を導入し、無税無枠措置*をとっています。また日本は、経済連携協定(EPA)*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化は、途上国の経済成長にも資することが期待されます。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、WTOやOECDをはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助(AfT)」*に関する議論が活発になっています。日本は、途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備や、発電所・送電網などの建設事業への資金の供与、および税関職員、知的財産権の専門家の教育などの貿易関連分野における技術協力を実施しています。

さらに日本は、途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して、「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、途上国へ民間からの投資を呼び込むため、途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。このほ

か、2017年2月に発効した「貿易の円滑化に関する協定(TFA)」*の実施により、日本の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならず、サプライ・チェーンを国際的に展開している日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しすること、また、開発途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待されます。



マラウイの一村一品キャンペーンによって作られた商品をインターナショナル・トレードフェアで展示販売した時の様子(写真: JICA)

・・・国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ(主体的な取組)で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを、「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、国際通貨基金(IMF)、および国際開発金融機関(MDBs)等の議論の場において重要性が指摘されている分野であり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」においても取り上げられている分野です。

日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を途上国に対して提供しています。たとえば、日本は、途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力に積極的に取り組んでおり、2019年には、不服審査制度^{注2}、審理事務^{注3}、租税教育^{注4}等の分野について、インドネ

^{注2} 納税者が、税務署長などが行った課税処分や滞納処分が不服があるときに処分の取り消しなどを求めて不服を申し立てる制度。

^{注3} 事案の課税内容についての事実認定の可否や法令、通達に適合しているかどうかを適切に判断する事務。

^{注4} 次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教室などの支援を行う制度。

シア、ベトナム、ラオスへ国税庁の職員を講師として派遣しました。このほか、日本は、租税条約^{注5}や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する途上国の理解を深めるために、それらの分野における専門家を途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を20年以上支援してきました。また、IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む途上国における税分野の能力強化に貢献しています。



国税庁が実施する実務研修に参加した途上国の税務職員等が、租税条約の集中講義を受ける様子（写真：国税庁）

また、近年、富裕層や多国籍企業が国際的な課税逃れに関与することに対する世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を形成する際に、実効的な税務情報交換の欠如など、税の透明性が欠如していると認められる地域を投資経路地として利用する案件につ

いて、案件形成の中止も含めて検討する制度も導入されています。MDBsを通じた投資は途上国の発展にとって重要な手段の一つであり、開発資金の提供の観点からも、途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増えています。

さらに、OECD/G20 BEPSプロジェクト^{*}の成果も、途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業活動や行政の透明性は高まり、経済活動が行われている場所での適切な課税が可能になります。途上国は、多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予測可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施する枠組みには、途上国を含む130以上の国・地域が参加しています。

…金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

こうした考えのもと、金融庁は、2019年10月に、アジア等の途上国の保険監督当局の職員を招聘し、日本の保険分野の規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。

^{注5} 所得に対する租税に関する、二重課税の除去、脱税及び租税回避の防止のための二国間の条約。



用語解説

* その他の公的資金（OOF：Other Official Flows）

政府による途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的としない、条件の緩やかさが基準に達していないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

* 後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）

国連による開発途上国の所得別分類で、途上国の中でも特に開発が遅れており、2014～2016年の1人当たり国民総所得（GNI）平均1,025ドル以下などの基準を満たした国々。2018年現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州4か国の47か国が該当する。

* 無税無枠措置

後発開発途上国（LDCs）からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

* 経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）

特定の国、または地域との間で関税の撤廃等を定める自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に対し、人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広いルール分野の規律を含む協定を経済連携協定という。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながることを期待される。

* 貿易のための援助（Aft：Aid for Trade）

途上国がWTOの多角的貿易体制のもとで、貿易を通じて経済成長と貧困の削減を達成することを目的として、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

* 一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すものであり、海外でも活用している。一村一品キャンペーンでは、アジア、アフリカなど、途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具をはじめとする魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援している。

* 貿易の円滑化に関する協定（TFA：Trade Facilitation Agreement）

貿易の促進を目的として通関手続の簡素化、透明性向上等について定める協定で、2017年2月に発効した。WTO設立（1995年）以降、初めて全加盟国が参加して新たに作成した多国間協定。WTOによれば、TFAの完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の輸出が1兆ドル以上に増大する可能性があるとされている。

* OECD／G20 BEPSプロジェクト

BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPSプロジェクトは、こうした問題に対処するため、2012年6月にOECD租税委員会（2016年末まで日本が議長）が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。2019年11月現在、「包摂的枠組」には、130以上の国・地域が参加しており、2019年12月31日現在、「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（BEPS防止措置実施条約）」を91か国・地域が署名、日本を含む37か国・地域が批准書を寄託している。

(2) 債務問題への取組

債務は、開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用する限りにおいては、経済成長に役立ちますが、返済能力が乏しく、過剰に債務を抱える場合には、途上国の持続的成長を阻害する要因となり、大きな問題となります。本来は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。

2005年のG8グレンイーグルズ・サミット（英国）では、重債務貧困国（HIPC）^{注6}が、IMF、国際開発協会（IDA）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案であるマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI：Multilateral Debt Relief Initiative）が合意されました。最貧国の債務問題に関しては、これまでに39か国が、重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%削減などを行うこととした、拡大HIPCイニシアティブ^{注6}の対象となっています。経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達したという条件を満たした結果、2019年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国の中にも、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないよう、適切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ^{注7}において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。

しかし、近年、一部の低所得国においては、拡大HIPCイニシアティブやマルチ債務救済イニシアティブによる債務救済を受けたにもかかわらず、再び公的

債務が累積し、債務持続可能性が懸念されています。この背景として、債務国側では、自国の債務データを収集・開示し、債務を適切に管理する能力が不足していること、債権者側では、担保付貸付等の非伝統的かつ^{ひじょうきょ}非譲許的な貸付を含む、新興債権国や民間債権者による貸付が増加していることが指摘されています。このような状況を踏まえ、G20では、低所得国における債務透明性の向上および債務持続可能性の確保に向けた議論を行っており、とりわけ日本議長下のG20では、債務国および官民の債権者双方による協働を呼びかけ、2019年6月、福岡でのG20財務大臣・中央銀行総裁会議および大阪でのG20サミットにおいて、それぞれの具体的な取組の進展を確認することができました。

低所得国をはじめとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、こうした諸国におけるインフラ投資が挙げられます。インフラ投資と債務持続可能性については、同サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」において、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれています。今後は、承認したG20各国自身がG20原則を実践していくことに加え、途上国等が過大な債務を抱えることがないよう、G20原則のより一層の実践に向けて、技術協力を通じて能力構築支援を行っていくことが重要です。このような認識のもと、JICAは課題別研修や専門家派遣を通じ、途上国の財務省幹部職員の公的債務管理にかかる能力の向上にも努めています。

日本の取組

日本は、円借款の供与に当たって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合

^{注6} 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

^{注7} 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

意に基づいて、必要最小限に限って、債務の繰延^{注8}、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2019年末時点で、日本は、2003年度以降、33か国に対して、総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2018年に引き続き、2019年も円借款債務の救済実績はありませんでした。

(3) 情報通信技術 (ICT)、科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術 (ICT)^{注9}の普及は、産業の高度化や生産性の向上、および持続的な経済成長の実現に役立つとともに、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決に貢献します。さらに、ICTの活用は、政府による情報公開の促進や、放送メディアの整備といった民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、ICTは、利便性とサービスの向上を通じた市民社会の強化、および質の高い成長のために非常に重要です。

日本の取組

…情報通信技術 (ICT)

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、ICT分野でも「質の高いインフラ投資」を推進すべく、2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定しました。

また、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。具体的には、日本は、自国の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T)^{*}の海外普及活動に積極的に取り組み、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指しています。ISDB-Tは、中南米、アジア、アフリカ各地域で普及が進んでおり、2019年3月には新たにアンゴラが採用を決定したことで、同年12月現在、計20か国^{注10}で採用されています。日本は、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外普

及・導入促進を行っています。総務省では、ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。



エクアドルの国際ラテンアメリカ情報高等研究センターにおいて、一般文化無償資金協力によって整備された地上デジタル放送研修用機器について指導を受ける現地の技術スタッフ (写真: JICA)

また総務省は、「防災ICTシステムの海外展開」にも取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、日本は、防災ICTシステムの海外展開を促進する支援を実施し、途上国における防災能力の向上等に寄与することを目指します (防災について、詳細は77ページを参照)。

加えて、日本は、各種国際機関と積極的に連携した取組も行っており、電気通信およびICTに関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union)^{*}と協力し、途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。

2019年10月にスイスで行われた電気通信開発部門 (ITU-D SG: ITU Telecommunication Development Sector) 研究委員会 (会合) では、医療ICTのための新たな通信技術に関するワークショップを日本主導で開催し、第5世代移動通信システム (5G) を活用した遠隔医療応用実証試験の成果や、遠隔医療に関す

^{注8} 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

^{注9} Information and Communications Technologyの略。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

^{注10} 日本、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドル、アンゴラの20か国 (2019年12月時点)。

る利用者側の支払意思に基づいた料金設定メカニズム、および人工知能（AI）を活用した病理診断や健康管理システムについて紹介し、高い評価を受けました。また、スマート社会、防災ICT、環境ICT、デジタル放送、アクセシビリティなどの分野についても、2019年3月および10月のITU-D SG会合において、日本の優良事例を紹介し、途上国をはじめとする各国との情報共有を積極的に進めています。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）*が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。APTでは、5年に1度、大臣級会合を開催し、同地域のICT発展に向けて地域協力を一層強化するため、中期的な方向性を共同声明として策定しています。2019年はAPT設立40周年にあたり、その記念イベントとして、シンガポールで大臣級会合が開催され、同会合において、同地域におけるデジタル・トランスフォーメーションを促進するための共通ビジョンが全会一致で採択されました。

日本は、この共通ビジョンの優先分野の一つであるキャパシティビルディング（人材育成）を推進するため、毎年、APTが実施する数多くの研修を支援しています。2018年には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティ等に関する研修を8件実施し、各加盟国から約100名が参加しました。研修では、各研修生が座学および施設見学で日本の技術を学び、自国のICT技術の発展に役立てています。また、日本の技術システムをアジア・太平洋地域に広めることで、日本企業の同地域への進出も期待できます。

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）では、2015年11月にASEAN首脳会議で採択された「2025年までの新たな指標となるブループリント（詳細な設計）」で、ICTがASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられ、同年11月に開催されたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEAN ICTマスタープラン2020（AIM2020）」が策定されています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についても、日本はASEANとの間で、情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

こうした中、2016年に、日本は、サイバーセキュ

リティ分野での途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効率的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針をサイバーセキュリティ戦略本部に報告しました。その具体的取組として、日ASEAN統合基金（JAIF）を通じた「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」の設立、および日ASEAN技術協力協定に基づくサイバーセキュリティ研修などがあります（詳細は42ページの「サイバー空間」を参照）。

…科学技術・イノベーション促進、研究開発

日本の科学技術に関する支援の主な取組として、ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）*が2008年に始まり、2019年度までに、世界51か国において145件の共同研究プロジェクトが採択されています（100ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。



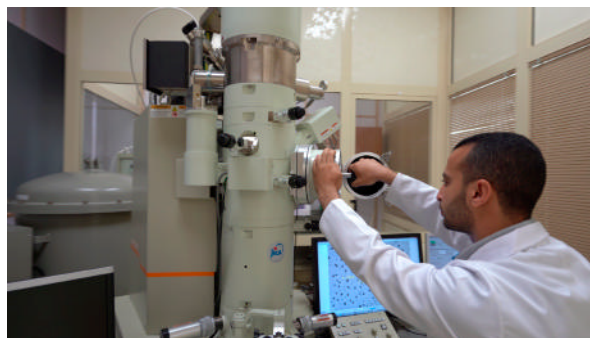
マレーシア日本国際工科院において日本人教員が指導を行う様子
（写真：JICA）

アジアでは、マレーシア日本国際工科院（MJIT：Malaysia-Japan International Institute of Technology）に対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本国内の27大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。また、日本は、タイに所在し、工学・技術部や環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学院大学であるアジア工科大学（AIT：Asian Institute of Technology）に、日本人教員が教鞭^{きょうべん}をとるリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科の学生に対する奨学金を拠出してお

り、アジア地域の宇宙産業振興の要となる同分野の人材育成に貢献しています。

エジプトでは、日本型の工学系大学院教育の特徴を活かした、「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育を提供」をコンセプトとする公的な大学である「エジプト・日本科学技術大学 (E-JUST : Egypt-Japan University of Science and Technology)」を支援しています。日本国内の大学の協力を得て、実践的な工学教育や日本式の研究室教育の導入など、大学院・学部の運営支援を行っているほか、アフリカ諸国からの留学生受入れも支援しており、アフリカ・中東地域における産業・科学技術人材の育成に貢献しています。

さらに、日本は、開発途上国の社会・経済開発に役



エジプト・日本科学技術大学において、日本政府より供与された研究機材を用いて実験が行われる様子

立つ日本企業の技術を普及するための事業も実施しています。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術力や、様々なノウハウの相手国への普及につながる事が期待されています。

用語解説

* 重債務貧困国 (HPICs : Heavily Indebted Poor Countries)

貧しく、かつ重い債務を負っているとして、包括的な債務救済枠組である「拡大HIPCイニシアティブ」の適用対象となっている、主にアフリカ地域および東アジア地域を中心とする39の途上国。

* 地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T : Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

* 国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野に関する国連の専門機関 (本部 : スイス・ジュネーブ。193か国が加盟)。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施している。

* アジア・太平洋電気通信共同体 (APT : Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立された、アジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。

* 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

(SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

→ 100ページの「国際協力の現場から」も参照

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、①国際科学技術協力の強化、②地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、③キャパシティ・ディベロップメント^{注11}を目的とし、途上国と日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省と国際協力機構 (JICA) が文部科学省、科学技術振興機構 (JST) および日本医療研究開発機構 (AMED) と連携し、日本側と相手国側の研究機関・研究者を支援している。

^{注11} 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成を行うこと。

(4) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

質の高い成長を後押しするには、その国々の人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が少ない傾向にあります。適切な人材の不足が途上国の産業発展に大きな障害となっています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと（雇用）による所得の向上は、人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。ところが、世界の雇用情勢は低迷しており、2018年の失業者数は1億7,200万人でした。また、2019年から2020年の間には、失業率はおおよそ横ばいになると見られています。こうした状況の中で安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が、社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えた国際的な取組として、SDGsの目標8で設定された「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

日本の取組

・・・職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において、多様な技術や技能のニーズに対応できる人材育成への要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施に当たり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員的能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野では、日本は、2000年から2019年の間に、31か国64案件で、日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化、産業界との連携を通じた複合的な協力を実施しました。これにより、6か国12校の施設および機材の整備や、職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関への支援が行われました。また、日本は、8か国14案件で、女性・障がい者・除隊兵士や、難民および紛争の影響

下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（skill development）に貢献しました。

また、アフリカに関して、2019年8月に横浜で開催されたTICAD7において、「TICAD7における日本の取組」の一環として、産業人材育成支援を打ち出しました。その中で、カイゼン・イニシアティブ、および職業訓練センターやアフリカ開発銀行信託基金による技術支援等を通じ、イノベーションや農業・ブルーエコノミー^{注12}等の産業多角化と雇用創出を支える140,000人の人材育成を行うことや、アフリカ産業人材の育成（ABEイニシアティブ^{*}）3.0により、日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を6年間で3,000人育成することなどを表明しました。産学官連携によるABEイニシアティブを通じ、2019年末までに、日本全国の76大学156研究科が研修員の受入れ先として登録されています（28ページの「国際協力の現場から」も参照）。



「品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクトフェーズ2」において、JICA専門家の説明を聞くタンザニアの職員（写真：JICA）

2015年の日ASEAN首脳会議において、アジア地域において3年間で4万人の産業人材育成を目指す「産業人材育成協力イニシアティブ」が発表されました。2018年11月の日ASEAN首脳会議では、同イニシアティブが目標を大幅に超える形で達成したことを受けて、日ASEAN友好協力50周年（2023年）を見据え、アジア地域において今後5年間で8万人規模の産業人材育成を実施する「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」が発表されました。この中では、これまで重視してきた実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理力に係る協力に加

注12 海や河川、湖等における資源の持続的な利用を通じて、海洋資源の保全と経済発展の両立を目指すもの。

え、AI等のデジタル分野における協力を含む産業高度化力を新たな協力分野としています。

さらに、2016年に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、日本は、ODAを活用し、日本とアジアの途上国の双方におけるイノベーション促進に貢献することを目的として、2017年度から5年間で、約1,000人を目標に、アジアの優秀な学生等に日本での留学やインターンシップの機会を提供し、日本とアジア諸国の間で高度人材を環流させる新たな取組である「イノベティブ・アジア」事業を行うこととしました。この事業は、首脳会談等の機会に相手国側からも高く評価されており、中長期的には、日本と各国の外交関係強化につながることを目指しています。

このほか、厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア^{注13}を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等^{注14}を日本国内および対象国内で行っています。2018年度にこれらの研修に参加したのは、3か国合計152名で、これにより、

対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

…雇用創出を含む労働分野

日本は、労働分野における支援も進めています。多発する重大な労働災害等への対応や、世界的なサプライ・チェーンの拡大が進む中で、労働者の権利保護や雇用安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっており、グローバルな視点での労働環境の整備が重要な課題となっています。日本は、これらの課題に対し、国際労働機関（ILO）への任意拠出金等を通じて、アジアを中心とした途上国に向けて、労働安全衛生水準の向上や、労働環境の整備・改善を図るための労働法令と、施行体制の改善・向上等に寄与する技術協力支援を行っています。このほか、ガンビアでの若者雇用支援など、アフリカ地域における支援にも貢献しており、「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の実現に向けた取組を行っています（122ページの「国際協力の現場から」も参照）。



用語解説

* ABEイニシアティブ

（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）

→ 28ページの「国際協力の現場から」も参照

アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラム。2013年に開催された第5回アフリカ開発会議（TICADV）で、ABEイニシアティブにより5年間1,000人の受入れを表明し、さらに2016年のTICADVIでは、新たに現場における人材育成を加えて3年間で1,500人を育成することを発表。2019年のTICAD7でも継続して取り組んでいくことが表明された。

注13 インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスが対象。

注14 「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験・採点を担当する人々を対象とした研修」の2種類がある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。